

鈴鹿医療科学大学 微生物取扱安全管理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、鈴鹿医療科学大学微生物取り扱い安全管理規程第4条に基づき、微生物取り扱い安全管理委員会(以下「委員会」という)の業務構成運営等を定め、鈴鹿医療科学大学(以下「本学」という)における微生物を用いる研究および教育が安全かつ適切に行われ、委員会が円滑に運営されることを目的とする。

(業務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 微生物の安全管理についての理論的技術的問題に関すること
- (2) 微生物の危険度に基づく実験室の指定及び安全設備基準等に関すること
- (3) 微生物の使用保管分与等に関すること
- (4) 微生物取扱者の指導教育等に関すること
- (5) 微生物取扱い指定実験室の認定、微生物実験実施の承認、微生物の保管に関する申請の審査許可に関すること
- (6) その他委員会が必要と認めたこと

(構成・任期)

第3条 委員会は学長の指名する若干名の本学教員により構成する。ただし医師最低1名を含むものとする

- 2 委員長は学長が指名する。
- 3 委員長は委員会を統括し、委員会を代表する。
- 4 任期は2年とし、再任を妨げないこととする。

(運営)

第4条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

- 2 議長に事故等があるときは、あらかじめ定めた者が議長の職務を代行する。
- 3 委員会は原則として年1回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合は臨時に開催することができる。
- 4 委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。
- 5 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 委員会は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 委員会に関する事務は大学事務局研究振興課が担当する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、委員会で発議し、大学協議会の議を経て学長が決定する。

附則

この規程は、平成19年12月20日から施行する。

附則

この規程は、平成27年3月18日に改正し、施行する。